

中の島公園協議会規約

制定：令和8年2月20日

第1章 総則

(設置)

第1条 都市公園法（昭和31年法律第79条）第17条の2に基づく公園協議会として、中の島公園協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を大阪府吹田市中の島町6中の島公園管理棟内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、公園の持つポテンシャルを最大限に発揮し、都市(まち)が抱える諸課題の解決に寄与できるよう、公園の利活用の促進と活性化を推進し、市民や民間事業者等の多様な主体により「未来につなぐ公園」を、地域社会全体で維持管理及び運営することを目的とする。

(協議等)

第4条 協議会は、上記の目的を達成するために、以下のとおり必要な協議等を行う。

- (1) 公園の魅力向上に関すること。
- (2) 公園利用者の利便性向上に関すること。
- (3) 公園施設の管理運営や整備の方向性に関すること。

第2章 委員

(協議会の委員)

第5条 協議会の委員の構成は、次のとおりとする。

学識経験者	吹田市立第一小学校 PTA
吹田市 公園みどり室	吹田市立第六小学校 PTA
吹田市 文化スポーツ推進室	吹田市青少年指導員会
指定管理者	青少年対策委員会
吹田市体育振興会	吹一・吹六地区自治会連合協議会
	その他、本会で必要と認める団体又は個人

(オブザーバー)

第6条 前条の他、学識経験者または指定管理者は、本会で必要と認める団体又は個人に、オブザーバーとして出席を求めることができる。

(届出)

第7条 委員は、その氏名及び住所（委員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 会議

(会議の種別)

第8条 協議会の会議の種別等は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の本会及び分科会は、定例会議と臨時会議とする。
- (2) 定例会議は、3か月に一回開催する。
- (3) 臨時会議は、本会の委員からの要望があり、指定管理者が緊急性と必要性を認めた場合、招集するものとする。

(協議項目)

第9条 定例会議における協議項目は、以下のとおりとする。

- (1) 指定管理の実施状況に関すること
- (2) 環境に関すること
- (3) ボランティア活動に関すること
- (4) イベントに関すること
- (5) 苦情等問題点への対応に関すること
- (6) その他、委員が事前に協議することを要望した項目

(会議の進行)

第10条 協議会の会議進行は、学識経験者または指定管理者が行う。

(会議の公開)

第11条 協議会は、特別の事情がない限り公開とする。

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申し出なければならない。
- (2) 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(議事録)

第 12 条 協議会の議事については、議事録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

1 概要

- (1) 日時場所
- (2) 出席委員の氏名等
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、公園ホームページで公開するほか、第 2 条の事務所に備え付けておかなければならない。

第 4 章 事務局等

(事務局)

第 13 条 協議会の業務を執行するため、事務局を置く。
事務局は、指定管理者が担当する。

(備付書類)

第 14 条 事務局には、次の書類を備えておくものとする。

- (1) 本規約
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 会議資料及び議事録
- (4) その他、必要書類

(委任)

第 15 条 この規定に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、指定管理者が定める。

附則

1 この規約は、令和 8 年 2 月 20 日から施行する。